

平成十五年三月

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタ
ヘナ議定書の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
3	議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	議定書の内容	二
1	目的	二
2	一般規定	二
3	適用範囲	三
4	環境への意図的な導入を目的とする改変された生物のための手続（事前の情報に基づく合意の手続）	三
5	食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物のための手続	三
6	危険性の評価	四
7	危険の管理	四
8	意図的でない国境を越える移動及び緊急措置	四
9	取扱い、輸送、包装及び表示	四
10	情報の共有及びバイオセーフティに関する情報交換センター	四
11	能力の開発	五
12	公衆の啓発及び参加	五
13	不法な国境を越える移動	五

14	締約国会議 補助機関及び事務局	五
15	最終条項	六
16	附属書	六
三	議定書の実施のための国内措置	六
(参 考)		七

一 概説

1 議定書の成立経緯

(1) この議定書は、遺伝子組換え生物等バイオテクノロジーにより改変された生物（以下「改変された生物」という。）について、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼさないように利用するための手続等を定めたものであり、生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」という。）第十九条3の規定に基づく交渉において作成されたものである。

(2) この議定書は、平成八年（千九百九十六年）から平成十一年（千九百九十九年）までの間に計六回開催された作業部会において作成交渉が行われた。当初は、平成十一年（千九百九十九年）二月にコロンビアのカルタヘナで開催された生物多様性条約の締約国会議の特別会合においてこの議定書を採択する予定であったが、交渉参加国間の意見の隔たりが大きく、同会合において交渉はまとまらなかった。その後、数度の非公式協議を経て、平成十二年（二千年）一月にモントリオールで再開された生物多様性条約の締約国会議の特別会合においてこの議定書が採択された。

2 議定書締結の意義

この議定書は、改変された生物について、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼさないように利用するための手続等を定めたものである。我が国がこの議定書を締結することは、改変された生物の安全な利用のための国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると認められる。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 改変された生物の利用等が生物の多様性に対する危険（人の健康に対する危険も考慮したもの）を防止し又は減少させる方法で行われることを確保すること。

(2) 環境への意図的な導入を目的とする改変された生物を輸出するときは、その最初の意図的な国境を越える移動に先立ち、輸入締約国に対し、当該移動について通告すること。環境への意図的な導入を目的とする改変された生物を輸入するときは、輸出締約国

又は輸出者から通告のあった改変された生物に係る危険性の評価を行った上で輸入の可否を決定すること。

- (3) 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得る改変された生物の国内利用について最終的な決定を行う場合には、バイオセーフティに関する情報交換センターにその決定について通報すること。

- (4) 危険性の評価によって特定された危険であつて、改変された生物の利用、取扱い及び国境を越える移動に係るものを規制し、管理し及び制御するための適当な制度、措置及び戦略を定め及び維持すること。

- (5) 改変された生物を輸出する際に、改変された生物であること等を明記した文書を添付すること。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、昨年八月から九月に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」に向けて発表された「小泉構想」において、この議定書の早期締結に向けて努力する旨表明した。また、同首脳会議において採択された「実施計画」においては、すべての国がこの議定書を締結するよう呼びかけられており、この議定書の締結に向けた国際社会全体の気運が高まっている。この議定書には、百三箇国が署名しており、本年二月十七日現在、四十三箇国が締結している。

二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文四十箇条、末文及び三の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 目的（第一条）

この議定書は、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの。以下同じ。）を及ぼす可能性のある改変された生物の安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することを目的とする。

2 一般規定（第二条）

締約国は、改変された生物の利用等が生物の多様性に対する危険を防止し又は減少させる方法で行われることを確保する（第一条2）。

3 適用範囲（第四条及び第五条）

(1) この議定書は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるすべての改変された生物の国境を越える移動、通過、取扱い及び利用について適用する（第四条）。

(2) この議定書は、他の関連する国際協定又は国際機関において取り扱われる人のための医薬品である改変された生物の国境を越える移動については、適用しない（第五条）。

4 環境への意図的な導入を目的とする改変された生物のための手続 事前の情報に基づく合意の手続（第六条から第十条まで及び第十五条）

(1) 事前の情報に基づく合意の手続は、改変された生物の通過及び拡散防止措置の下での利用を目的とする改変された生物の国境を越える移動については、適用しない（第六条）。

(2) 事前の情報に基づく合意の手続は、輸入締約国の環境への意図的な導入を目的とする改変された生物の最初の意図的な国境を越える移動に先立って適用する（第七条１）。

(3) 環境への意図的な導入を目的とする改変された生物の最初の意図的な国境を越える移動に先立ち、輸出締約国又は輸出者は、輸入締約国に対して書面により当該移動について通告する。その通告には、附属書 に定める情報を含める。（第八条１）

(4) 輸入締約国は、通告を受領してから九十日以内に、当該通告をした者に対して書面により当該通告の受領を確認する（第九条１）。

(5) 輸入締約国は、輸出締約国又は輸出者から通告のあった改変された生物（環境への意図的な導入を目的とするもの）の輸入の可否を危険性の評価（附属書 の情報に基づくものであって附属書 の規定に従うもの）を行った上で決定する（第十条並びに第十

五条１及び２）。

5 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物のための手続（第十一条）

締約国は、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得る改変された生物の国内利用について最終的な決定を行う場合には、バイオセーフティに関する情報交換センターを通じて当該決定を他の締約国に通報する。その通報には、附属書 に定める情報を含める。（第十一条１）

- 6 危険性の評価（第十五条）
危険性の評価は、附属書 の情報に基づき、附属書 の規定に従って科学的に適正な方法で実施する（第十五条1）。
- 7 危険の管理（第十六条）
 - (1) 締約国は、危険性の評価によって特定された危険であつて、改変された生物の利用、取扱い及び国境を越える移動に係るものを規制し、管理し及び制御するための適当な制度、措置及び戦略を定め及び維持する（第十六条1）。
 - (2) 危険性の評価に基づく措置は、輸入締約国の領域内において、改変された生物が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす悪影響を防止するために必要な範囲内とする（同条2）。
 - (3) 締約国は、改変された生物の意図的でない国境を越える移動を防止するため、最初の放出に先立つて危険性の評価を実施することを義務付ける措置等の適当な措置をとる（同条3）。
- 8 意図的でない国境を越える移動及び緊急措置（第十七条）
締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響を及ぼすおそれのある改変された生物の意図的でない国境を越える移動につながり又はつながる可能性のある放出をもたらす事態が自国の管轄下において生じたことを知った場合には、関係国等に通報するための適当な措置をとる（第十七条1）。
- 9 取扱い、輸送、包装及び表示（第十八条）
 - (1) 締約国は、意図的な国境を越える移動の対象となる改変された生物が安全な状況の下で取り扱われ、包装され及び輸送されることを義務付けるために必要な措置をとる（第十八条1）。
 - (2) 締約国は、改変された生物の分類に応じて、意図的な国境を越える移動の対象となる改変された生物に添付する文書において、改変された生物であること等を明確に表示する（同条2）。
- 10 情報の共有及びバイオセーフティに関する情報交換センター（第二十条）
 - (1) 改変された生物に関する情報交換を促進し及び締約国がこの議定書を実施することを支援するために、バイオセーフティに関する情報交換センターを設置する（第二十条1）。

- (2) 締約国は、この議定書により提供することを義務付けられている情報等をバイオセーフティに関する情報交換センターに提供する（同条3）。
- 11 能力の開発（第二十二条）
締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国におけるこの議定書の効果的な実施のため、改変された生物の安全性のために必要な範囲内で、人的資源及び制度的能力を開発し又は強化することに協力する（第二十二条1）。
- 12 公衆の啓発及び参加（第二十三条）
締約国は、改変された生物の安全な移送、取扱い及び利用に係る公衆の啓発、教育及び参加を促進し、及び容易にする。また、締約国は、改変された生物についての意思決定の過程において公衆の意見を求め、当該意思決定の結果を公衆が知ることができるようにする。（第二十三条1及び2）
- 13 不法な国境を越える移動（第二十五条）
(1) 締約国は、この議定書を実施するための自国の国内措置に違反して行われる改変された生物の国境を越える移動を防止し及び適当な場合には処罰するための適当な国内措置をとる（第二十五条1）。
(2) 改変された生物の不法な国境を越える移動があった場合には、その影響を受けた締約国は、当該移動が開始された締約国に対し、当該改変された生物を処分することを要請することができる（同条2）。
- 14 締約国会議、補助機関及び事務局（第二十九条から第三十一条まで）
(1) 生物多様性条約の締約国会議は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす（第二十九条1）。
(2) この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の実施状況を定期的に検討し、及びこの議定書の実施を促進するために必要な決定を行う（同条4）。
(3) 生物多様性条約によって設置された補助機関は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の決定に基づきこの議定書のためにその任務を遂行することができる（第三十条1）。
(4) 生物多様性条約によって設置された事務局は、この議定書の事務局としての役割を果たす（第三十一条1）。

(5) この議定書のために提供される事務局の役務に係る費用は、区別することができる範囲において、この議定書の締約国が負担する(同条3)。

15 最終条項(第三十六条から第四十条まで)

署名、効力発生、留保、脱退等について規定している。

16 附属書

輸出締約国又は輸出者が輸入締約国に対し環境への意図的な導入を目的とする改変された生物の国境を越える移動について通告する際の当該通告に含まれるべき情報、締約国が食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物の国内利用を決定したときに、バイオセーフティに関する情報交換センターを通じてその決定を他の締約国に通報する際の当該通報に含まれるべき情報及び締約国が改変された生物の利用について決定するに当たり危険性の評価を行う際に従うべき目的、一般原則、方法等について定めている(附属書 から附属書 まで)。

三 議定書の実施のための国内措置

1 この議定書の実施のために、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案が今次国会に提出されている。

2 資金供与の義務については、予算措置が必要となる。具体的な予算措置については、この議定書の効力発生の後に開催される締約国会議の結果等を踏まえて講ずることになる。

(参考)

1 作成 平成十二年一月二十九日 モントリオールにおいて作成

2 効力発生 平成十五年二月十七日現在 未発効(五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。)

3 署名国 百三箇国

アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストリア、バハマ、バングラデシュ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ共和国、クック諸島(*)、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガンビア、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、ギニア、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、大韓民国、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、マリ、メキシコ、モルドバ、モナコ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北朝鮮(*)、ノルウェー、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、サモア、セネガル、セーシェル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、英国、ウルグアイ、ベネズエラ、ジンバブエ、欧州共同体

(*) 我が国は、国家として承認していない。

4 締約国 平成十五年二月十七日現在 四十三箇国

オーストリア、バルバドス、ベラルーシ、ブータン、ボリビア、ボツワナ、ブルガリア、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、フィジー、インド、ケニア、レソト、リベリア、ルクセンブルク、モルディブ、マリ、マーシャル、モリシャス、メキシコ、モザンビーク、ナウル、オランダ、ニカラグア、ニウエ(*)、ノルウェー、パナマ、セントクリストファー・

ネーヴィス、サモア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トリニダード・トバゴ、チュニジア、ウガンダ、ウクライナ、ベネズエラ、欧州共同体

(* 我が国は、国家として承認していない。)